

# 市民参加による市民活動行動指針策定事業 報告書

名取市市民活動行動指針 2019  
～ 市民主体のまちづくりを目指して ～

好きなことを好きな人と好きな時にはじめよう  
使命感に基づく行動へ発展していきましょう

平成 31 年 3 月



名取市  
NPO 法人 パートナーシップなとり  
名取市市民活動行動指針策定委員会



# 市民参加による市民活動行動指針策定事業 報告書

名取市市民活動行動指針 2019

～ 市民主体のまちづくりを目指して ～  
好きなことを好きな人と好きな時にはじめよう  
使命感に基づく行動へ発展していきましょう

平成 31 年 3 月

名取市  
NPO 法人 パートナーシップなとり  
名取市市民活動行動指針策定委員会

# 市民参加による市民活動行動指針策定事業報告書

## 目次

はじめに	1
1. 名取市における市民活動の概要	2
1.1 名取市の概要と将来像	2
1.2 名取市における市民活動について	2
1.3 特定非営利活動促進法での市民活動	4
1.4 名取市市民活動促進指針	5
1.5 名取市の市民活動	9
（1）名取市市民活動支援センター登録団体の活動	9
（2）名取市市民活動支援センター非登録団体の活動	9
1.6 名取市市民活動支援センター（なとセン）について	9
（1）名取市市民活動支援センターのあゆみ	9
（2）名取市市民活動支援センターの施設概要	9
（3）名取市市民活動支援センターの事業	9
2. 市民参加による市民活動行動指針の必要性と使い方	11
2.1 市民活動とは	11
2.2 市民活動の現状と行動指針の必要性	11
2.3 行動指針の目的	12
2.4 行動指針に盛り込むべき内容	13
2.5 行動指針 2019 の使い方	13
（1）市民活動を周知するための使い方	13
（2）市民活動の段階に応じた使い方	13
2.6 行動指針の構成と位置づけ	14
3. 市民参加による市民活動行動指針 2019	15
3.1 市民活動の行動理念	15
3.2 市民活動の行動指針	16
3.2.1 市民活動をはじめするための行動指針	16
（1）ひとまず行動してみよう。	16
（2）市民活動の裾野を広げよう。	17
（3）支援の輪を広げよう。	18
3.2.2 市民活動を充実させるための行動指針	18
（1）団体の情報を発信、受信しましょう。	18
（2）団体同士のつながりを広げよう。	20
（3）団体と市民が求めることとできることを知り合いましょう。	20
3.2.3 次世代につながるための行動指針	21
（1）次世代につながる継続的な活動ができるようにしましょう。	21
（2）次世代の市民活動の担い手を育成しましょう。	22
3.3 今後の展開方法と課題	22
4. 名取市における市民活動のイメージと参加度	24
資料1 市民活動行動指針策定委員会規約	25
（別表平成30年度市民活動行動指針策定委員会委員名簿）	26
資料2 市民活動行動指針策定委員会での実施内容	27
資料3 第5回策定委員会（第4回市民活動フォーラム）のチラシ	28
資料4 第7回策定委員会 グラフィックファシリテーションの成果	28

## はじめに

本報告書は、平成 30(2018)年度名取市市民協働提案事業として名取市と NPO 法人パートナーシップなとりの共催によって実施された「市民参加による市民活動行動指針策定事業」の成果です。阪神淡路大震災の際のボランティア活動を契機として全国的なボランティア活動の活発化と市民活動への発展の流れを受けて、名取市でも市民活動団体が増加することとなり、平成 16 年に策定された「名取市市民活動促進指針」をもとに、名取市は平成 18(2006)年に勤労青少年ホームの建物を転用して市民活動支援センターを設置し、ハード面、ソフト面から市民活動を支援する施策を実施してきました。平成 23(2011)年の東日本大震災での被災を乗り越え、平成 29(2017)年 3 月には促進指針を改定し、市民活動支援センターの管理運営を指定管理方式とするとともに、その管理者に中間支援組織をあてることにより、自発的、自主的、自立的な運営ができるようにすることとしました。

一方、名取市では多岐にわたる市民活動が行われており、年々その活動が活発化しています。名取市市民活動支援センターに登録している団体だけを見ても毎年増加しており、今では 100 を超える団体が登録しています。しかし、市民活動団体と言っても、ほんの数人で行っている小さな団体から、多くの会員を組織化し、継続的・安定的に活動を行っている団体まで様々な組織があり、どの団体も組織の拡大や活動の活性化、後継者育成などについて手探りで進めているのが現状です。そのため、全市的には市民活動の知名度は低く、十分な PR や活動への参加者を確保できているわけではありません。

そこで、市民活動のさらなる飛躍のために、団体だけではなく、市民も、行政も、教育機関も含めて、全ての関係者が今後どのような行動を行ったらいのかという行動指針を策定し、多くの市民が市民活動に参加し、市民活動団体が一層の発展を遂げられるようにする必要があると考えられます。幸い、パートナーシップなとりが平成 29(2017)年 6 月に市民協働提案事業として申請した「市民参加による市民活動行動指針策定事業」が 10 月のプレゼンを経て、名取市との共催型協働事業として採択されました。平成 30(2018)年度になり、名取市市民活動団体支援センターに登録している全団体に声をかけ、ご賛同頂いた 18 団体の方々と専門家の方々に委員になって頂き、名取市市民活動行動指針策定委員会を設置して、ワークショップ方式でこの事業を進めることに致しました。ワークショップでは、団体設立時の熱い使命感や確固たる理念を伺い、充実した市民活動を行うための知恵をたくさん出して頂くとともに、普段は聞くことのできないエピソードなども聞くことができました。委員会と名取市、パートナーシップなとりで共催したフォーラムでは手塚明美講師のお話やパネラーの方々からの情報提供により、市民活動を活性化するための知恵を頂きました。つまり、この行動指針は、名取市で市民活動を実践して来られた方々の尊い経験によってつくられたものということができます。また、この行動指針は、文言の中に表現できなかった、委員の方々の分厚い思いや言葉によって裏打ちされていることを忘れてはいけないものだと感じています。

まとめの段階では、盛り込みたいことが多すぎて削ることができないという悩みや平易で簡明な記述がわかりやすいことはわかっている、固い表現になってしまったと感じております。そこで、今回の行動指針を「行動指針 2019」として、今後さらに改訂をしていくこととしました。

この行動指針 2019 が名取市民の心に届くようにするとともに、名取市に定着した市民活動をますます充実させること、さらにこの行動指針 2019 を使いやすく改訂していくことが我々名取市とパートナーシップなとりの今後の役割になったと感じております。

本事業を行うにあたって、委員の皆様、フォーラムのパネラーの方々など実に多くの方々のご協力とご鞭撻を頂きました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

名取市  
パートナーシップなとり  
名取市市民活動行動指針策定委員会

## 1. 名取市における市民活動の概要

### 1.1 名取市の概要と将来像

名取市の第5次長期総合計画では、名取市の特徴を「本市は、西部の丘陵地帯、緑豊かな名取耕地、そして太平洋といった豊かな自然の中で、近郊作物やセリ・ミョウガなどの特産物、日本一の食味を誇るアカガイなど豊富な資源に恵まれています。また、東北最大の前方後円墳である雷神山古墳、光源氏のモデルであったと言われる中将藤原実方朝臣とのゆかりや、日本最古で最長の貞山運河など、古来から人々が住み続けた気候温暖な住みよいまちです。本市は、仙台空港の所在都市でもあり、「りんくうタウン」が出現するなど未来型のまちづくりも進み、鉄軌道や主要な幹線道路が整備され、広域の交通・交流拠点としてさらなる飛躍の可能性を秘めています。

（第2部基本構想、第1章名取市の将来像、1. 基本理念）」としており、地形、自然環境、産業、歴史、文化などに恵まれたまちであり、仙台空港を中心に広域交通網などの産業基盤も整備されており、将来性のある都市であるということが出来ます。

### 1.2 名取市における市民活動について

第5次長期総合計画での市民活動についての記述を見ると第1部序論の中で、「国においては、地域のことは地域に住む住民が責任をもって決めることのできる地域社会の構築に向け、権限や財源の地方への移譲、国と地方との関係や関係法令の見直しなど、地域主権の確立に向けた検討が進められています。

今後は、地方自治体の自主性・自立性が拡大することから、これまで以上に市民ニーズに迅速、的確に対応しながら、地域の特性に応じた個性あるまちづくりの推進が期待されており、これへの対応能力が一層強く求められます。

また、住民にも、自らの地域は自らがつくるという気運が高まる中、地域課題の解決に向けた住民活動や住民と行政との協働のまちづくり、さらには、※新しい公共空間の形成に向けた取り組みが全国的に活発化しており、協働のまちづくりの推進に向け、行政の公正を確保し、その透明性を向上させていくことも求められています。

（第1部序論、第3章名取市の地域特性と主要課題、1. 時代の潮流（7）潮流7 地方が自立し、住民と協働のまちづくりの到来）

と書かれており、市民自らの地域課題の解決と行政と市民との協働への変化を時代の潮流としてとらえ、名取市の施策の方向を示唆する内容となっています。

さらに、「市民と行政との協働体制の確立や新たな時代のコミュニティの育成を図り、協働のまちづくりを推進していく（第1部序論、第3章名取市の地域特性と主要課題4. 発展への主要課題、（6）主要課題6 安定的で堅実な地域経営を確立するための、行財政改革と協働の推進）」ことを主要課題としてとらえていることがわかります。

※新しい公共空間：行政に委ねられてきた公共を見直し、住民や民間がともに公共を担うこと

第2部基本構想における施策の方針では「多様な分野における市民や民間の参画・協働体制づくり、※NPOの活動支援など、市民と行政との新たな関係を構築し、協働によるまちづくりを推進します。特に、自立した地域づくりに向け、地域コミュニティ活動の活性化を積極的に支援します。（第2部基本構想第3章施策の方針6. 安定的で活力ある都市の創造）」として、NPOの支援や協働のまちづくりについての積極的な施策の展開をすることとしています。

※NPO：民間非営利団体

さらに、第3部基本計画第6章の記述は具体的になっており、現況と課題においては、「協働を進めるための総合的な仕組みづくり」や「市民と行政が協働の理念を共有する」など、市民のまちづくりに対する意識が高まり、市民活動も徐々に活発になってきています。また、NPO法人をはじめとする多くの市民公益活動団体が、地域における新たな公共サービスの担い手として、多方面で活躍する機会も増えてきました。

「住民主権の自立したまちづくりを推進していくための原動力として、市民の方々との協働は欠かせない」や「まちづくりの新たな担い手として期待される市民活動のさらなる活発化」や「市民の社会貢献意欲に応えられる体制づくりに努め、市民と行政が対等のパートナーとして協働の理念を共有し、協働のまちづくりを進めていくことが必要である」としています。

まさに、名取市では市民活動は不可欠であり、市民活動を支援するのみならず市民活動と協働することで長期総合計画を実現したいということが伝わってきます。

さらに主要施策として、1. 協働の意識づくり、2. 協働を進める体制づくり、3. 活動拠点の機能の充実、4. NPO・事業者の社会貢献活動の奨励、5. 広報・広聴機能の充実、6. 知識と経験を地域に生かす仕掛けづくりを掲げており、市民活動やボランティアとの協働を一層推し進めようという決意が具体的な施策となっていると考えられます。

具体的には、

#### 「1. 協働の意識づくり

①主体的にまちづくりに参加する意識の啓発と、将来を担う若者も含めた各世代の市民が、ボランティア活動やまちづくりに参加しやすい環境づくりや機運の醸成を図ります。

#### 2. 協働を進める体制づくり

①まちづくりにおける意思形成過程への市民の参画機会を拡充するため、参加しやすい審議会の運営や市民公募委員、市民意見の公募制度の充実を図ります。

②地域課題を共有し、課題解決に向けて、市民と行政が相互に連携しながら、ともに担い手となって取り組む仕組みの構築を目指します。

#### 3. 活動拠点の機能充実

①NPO・ボランティア活動に関する普及啓発や、各種団体への協働の促進を図るため、市民活動支援センター機能の充実に努め、施設の有効利用を図ります。

#### 4. NPO・事業者の社会貢献活動の奨励

①NPO活動を進める市民活動団体や個人、事業者など、さまざまな主体による社会貢献活動への参加を奨励するための情報提供や各種事業の展開を図ります。

②市とNPOとの協働社会の構築に取り組むとともに、自主的かつ積極的なNPO活動を促進します。

#### 5. 広報・広聴機能の充実

①「広報なとり」やホームページなど、さまざまな手段を活用して市政情報等を積極的に発信することにより、まちづくりのための情報・意識の共有化を進めます。

②各種懇談会等の開催により、積極的に市民の声を把握し、市民と行政との情報のやりとりができる仕組みづくりを推進します。

#### 6. 知識と経験を地域に生かす仕掛けづくり

①団塊世代等の知識や技能の活用と生きがいづくりの創出に努め、社会貢献意欲に応えられる仕組みや制度の充実に努めます。」

と書かれています。

### 1.3 特定非営利活動促進法での市民活動

平成10(1998)年3月に制定され、同年12月に施行された特定非営利活動促進法では、社会貢献活動を行う市民活動を特定非営利活動という名称で呼び、20種類に活動が分類され、特定非営利活動法人(NPO法人)という組織作りが可能になりました。

(目的)

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であつて公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もつて公益の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

別表(第二条関係)

一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

二 社会教育の推進を図る活動

三 まちづくりの推進を図る活動

四 観光の振興を図る活動

五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

七 環境の保全を図る活動

八 災害救援活動

九 地域安全活動

十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

十一 国際協力の活動

- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言 又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

#### 1.4 名取市市民活動促進指針

長期総合計画の施策の一つとして平成 16 年に策定された「名取市市民活動促進指針」は、平成 29 年 3 月に改訂され、市民活動に対する名取市の取り組み方や具体的な施策が示されています。

まず、市民活動についての定義を「市民が、自らの意思と責任に基づき、目的を持ち、自主的・自発的に行う活動を市民活動とし、この指針においては、下記の要件をすべて満たす活動」とし、以下の 5 つの要件すべてを満たす活動と定義づけました。

5 つの要件とは、「(1) 自発性・自主性・自立性に基づくミッション（社会的使命又は目的）や公益的目的を持った活動であること、(2) 広く市民生活の向上や改善に結びつき、社会に貢献する活動であること、(3) 営利を目的としない活動であること、(4) 継続的な活動であること、(5) 政治上の主義や宗教の教義を広めることを主たる目的とする活動及び、個人・団体を誹謗・中傷する活動でないこと」となっています。

そのうえで、市民活動団体とは、下記の要件をすべて満たす団体を市民活動団体としています。

その条件は、「(1) 活動拠点（事務所がある場合はその事務所）が市内にあること、または活動区域が主に市内であること、(2) 代表者、運営方法を規約または会則で定めていること、(3) 団体運営において独立していること」です。

また、市民活動促進指針の中で、名取市が行う市民活動促進および協働のため基本的施策としては、V. 市民活動促進および協働のため基本的施策の中で下記のように示されています。



## 1. 市民活動促進のため基本的施策

市民活動の促進にあたっては、市民活動の自発性・自主性・自立性を損なわないよう環境基盤に重点を置き側面的に支援していきます。

### (1) 市民活動支援センターの機能充実

市民活動の拠点施設としての機能充実を図り、中間支援組織を指定管理者とした指定管理者制度による運営によって、中間支援組織の自主性と機能性を活かしながら、利用者のニーズに即した運営を推進します。

#### ☆市民活動支援センターの設備等

拠点施設には次の項目について配置・設定します。

- ①事務室、情報交流室、会議室、作業室等の設置
- ②印刷機、コピー機、パソコン、メールボックス等の備品の配備
- ③駐車場の確保
- ④使いやすい利用時間と利用料の設定
- ⑤インターネット環境

#### ☆市民活動支援センターの機能

拠点施設は指定管理者制度により管理・運営を行います。

施設には次の機能を持たせます。

- ①相談機能・・・市民活動団体の運営・活動に関する相談
- ②情報管理機能・・・市民活動団体の情報の収集と提供
- ③人材育成機能・・・市民活動に関する研修、教育
- ④交流機能・・・市民活動団体相互の交流促進、連携・協力関係の形成
- ⑤広報啓発機能・・・市民活動団体の活動紹介・啓発事業
- ⑥仲介機能・・・企業や市民への支援の働きかけ
- ⑦連絡・調整機能・・・市民活動団体と行政・企業との連絡調整
- ⑧活動拠点の運営委員会の設置・運営

### (2) 専門組織の構築

市民活動促進施策の企画立案や中間支援組織との連携・協力などを行う行政内部の組織の主な業務は下記のとおりです。

- ①中間支援組織の支援・連絡調整
- ②市民活動促進のための庁内の連絡調整
- ③市民活動促進のための企画立案
- ④市民活動団体との共催事業の実施
- ⑤行政情報の提供
- ⑥企業との連携・調整
- ⑦職員の研修・啓発

### (3) 財政的支援制度

市民活動団体は、その活動を推進するうえで運営資金や活動資金を確保することが、切実な課題となっています。会費や事業収入により運営、活動することが基本となっていますが、次のような支援策をもって市民活動の促進を図ります。

- ①協働提案事業の実施
- ②国・県・民間の助成制度の活用
- ③国・県・民間のファンドの活用
- ④法人市民税の均等割減免の継続
- ⑤公共施設使用料減免についての検討
- ⑥市民活動保険制度の検討

### (4) 中間支援組織への支援

市民活動を促進するためには、『市民・企業・行政』相互の連携・協力を強固なものにしていくことが不可欠です。この役割を果たすのが、中間支援組織です。

### (5) 市民活動啓発事業の実施

市民活動は『市民・企業・行政』で支えていかなければなりません。そのために、市民活動に対する理解を深める啓発事業が重要です。小・中学生に対するNPO教育の実施や市民、企業を対象にした研修会などの開催を検討していきます。

- ① NPO教育の実施
- ② NPOフォーラムの開催
- ③ 企業への情報提供

## 2. 協働のための基本的施策

市民、企業及び行政がお互いに理解し違いを認め合い、適切な役割分担によるまちづくりを進めるために、次の施策に取り組みます。

### (1) 行政事務委託についての取り組み

行政事務の委託は、市民活動団体のコミュニケーション形成や社会貢献活動及び資金確保の機会になります。委託を検討する場合は、行政自身が実施するよりも、市民活動団体が実施することにより市民ニーズをより満たし、より良い成果を得られることが必要です。行政コスト削減のみを目的とすることなく、市民活動団体と相互理解のうえ進めることが必要であり、公平性・平等性を確保するため基準を策定し、成果については評価することも検討します。

- ①委託基準の作成
- ②評価体制の整備

### (2) 政策形成過程への参画推進

自治体の政策企画に新たな可能性を見出すためには、市民及び市民活動団体の視点や情報が、事業に反映されなければなりません。市民の柔軟な発想に基づく提言や市民活動団体のネットワーク力は、行政にとって得がたい財産であり、パートナーとして尊重していく必要があります。今までも各種計画作成時には市民及び市民団体の意見を参考にしてきましたが、政策形成過程への参画を更に推進していきます。

### (3) 職員の意識啓発

行政事務の委託や政策形成過程への市民参画を図り協働によるまちづくりを推進するためには職員の意識改革が必要です。職員を対象に市民活動及び協働に関する研修会や講習会を開催し理解を深めていきます。

### (4) 情報の公開

協働を推進するためには、市民へ行政の情報を公開していく必要があります。行政の情報を積極的に公開し、市民に広く意見・考えを聴いていきます。

### (5) 共催事業の実施

市民、企業及び行政が互いの違いを認識し、パートナーとして尊重し、理解しあうには共催事業を実施することが有効です。お互いの特性が活かされる分野で共催事業の実施を検討していきます。」

上記のような定義の下で、名取市の市民活動の現況を分析し、徐々に市民活動が活発化しております。

平成 19 年度から募集した協働提案事業では、今年度までに 43 事業が採択され、市民活動が着実に広がってきており、その活動の拠点となっている市民活動支援センターは、東日本大震災で大きな被害がありましたが、平成 27 年に建替え、平成 29 年度からは指定管理制度を導入し、新しい市民活動支援センターでは、各団体のますます充実した活動が図られております。



## 1.5 名取市の市民活動

### (1) 名取市市民活動支援センター登録団体の活動

名取市市民活動支援センターでは 100 を超える登録団体が市民活動支援センターの会議室や印刷機などを活用しながら活発な活動を行っています。野田さん（尚絅学院大学）の研究では、名取市の市民活動の分野は福祉から支援まで幅広いものの、「保険・医療・福祉」「学術・文化・芸術」「まちづくり」「子どもの健全育成」の 4 分野で 73% を占めています。また、活動で大切にすべきこととして「熱意」「他者の幸福度」「人材解決・育成」「団結」という回答が多く、熱意をもって社会的課題の解決に取り組んでいることがわかります。

### (2) 名取市市民活動支援センター非登録団体の活動

名取市市民活動支援センターに登録せずに活動を行っている N P O 法人はじめその他の法人や任意団体も数多くあります。正確な団体数や会員数を把握することは不可能ですが、中にはイベント等を行う団体などはチラシやポスターなどから活動の一端を知ることができます。市民活動団体としての支援施策を行うためには、団体情報の把握や協力関係の構築が今後の課題となっています。

## 1.6 名取市市民活動支援センター（なとセン）について

### (1) 名取市市民活動支援センターのあゆみ

平成 16(2004)年 7 月に策定された「名取市市民活動促進指針」に基づいて平成 17(2015)年 12 月に名取市勤労青少年ホームの用途転換を図ることが決められ、改修工事を経て、平成 18(2006)年 3 年 15 月に「名取市市民公益活動拠点設置条例」が制定され、平成 18(2006)年 6 月に「名取市市民活動支援センター」がオープンしました。

平成 23(2011)年 3 月の東日本大震災により被災し、使用できなくなったために取り壊され、跡地に建てられた東日本大震災寄付金付き葉書・切手からの支援による鉄骨プレハブ造の仮設の事務所で平成 24(2012)年 9 月から登録団体による利用が再開されました。平成 27(2015)年 3 月には新しい事務所が敷地内に竣工し、4 月から市民の利用が始まり、別棟と共に現在に至っています。

### (2) 名取市市民活動支援センターの施設概要

平成 27(2015)年にオープンした市民活動支援センターの本館は鉄筋コンクリート造 2 階建、建築面積 369.27 m<sup>2</sup>、延べ床面積 769.00 m<sup>2</sup>の施設で、1 階には情報交流室、印刷作業室、会議室(小)、ロッカールーム、事務室などがあり、2 階には多目的室、会議室(中)、会議室(大)、貸事務室 4 室などがあります。

別棟は鉄骨造平屋建て、延べ床面積 137.84 m<sup>2</sup>の建物で、貸事務室 6 室と 3 つのブースがあります。

### (3) 名取市市民活動支援センターの事業

名取市市民活動支援センターは市民活動を支える施設として、大中小各会議室と多目的室の貸出や貸事務室などの施設の貸与のほか、フォーラムなどの様々な支援事業を行っています。

① 施設の貸与としては、会議室の提供や貸し事務室などがあります。

- ・貸室：大中小各会議室と多目的室
- ・貸事務室：本館4室、別棟6室、3ブース
- ・ロッカー：8区画
- ・レターケース：32トレイ
- ・印刷機：1台
- ・コピー機：1台

② 支援事業としてはフォーラムの開催や市民活動講座やなとセンだよりの発行などがあります。

- ・市民活動フォーラムを年1回
- ・情報交換会を年3回
- ・市民活動講座を年4回
- ・専門相談会を毎月
- ・なとセンだよりを年6回
- ・協働専門相談を年1回
- ・ホームページの管理・更新やブログなどによる情報提供
- ・その他にも自主事業を行っています。



## 2. 市民参加による市民活動行動指針の必要性と使い方

### 2.1 市民活動とは

市民活動の統一的な定義はまだないため、本行動指針では、「名取市市民活動促進指針（平成29(2017)年3月）」の定義を用いることとします。

名取市市民活動促進指針での定義

#### 2 市民活動とは

市民が、自らの意思と責任に基づき、目的を持ち、自主的・自発的に行う活動を市民活動とし、この指針においては、下記の要件をすべて満たす活動とします。

なお、市民は名取市民に限らず広く捉えることとします。

(1) 自発性・自主性・自立性に基づくミッション（社会的使命又は目的）や公益的目的を持った活動であること

(2) 広く市民生活の向上や改善に結びつき、社会に貢献する活動であること

(3) 営利を目的としない活動であること【注3】

(4) 継続的な活動であること【注4】

(5) 政治上の主義や宗教を広めることを主たる目的とする活動及び、個人・団体を誹謗・中傷する活動でないこと

【注3】 活動から利益を生み出すことを制限するのではなく、活動から生じる利益を構成員に分配する営利活動は除きます。

【注4】 1回限りのイベントを企画する実行委員会のような組織を除きます。

なお、特定非営利活動促進法では市民活動とはいわずに、「特定非営利活動」と呼び、別表第1号から20号に掲げる「活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。」と定義されています。

### 2.2 市民活動の現状と行動指針の必要性

名取市では100以上の市民活動団体が名取市市民活動支援センターに登録して活動しており、非登録団体を含めれば数百の市民活動団体が、市民活動に取り組んでいると考えられます。中には、名取市の指定管理者として公共施設の管理・運営や協働事業に取り組む団体もありますが、多くの団体は、低予算のもと、少ない人数で必死に頑張っており、会員募集はおろか、活動のPRさえもままならない状態です。さらに後継者難や若者の参加が少ないことなど、多くの課題があるとされています。名取市民の間での「市民活動」の知名度を見ても約半数程度に過ぎず、市民の間に市民活動を浸透させていくことも重要課題となっていることがわかります。

一方、社会情勢は急速に変化しており、名取市でも、東日本大震災以後、心のケアや地域コミュニティの再構築、少子高齢化への対応、安全・安心な地域社会づくりなどの環境の変化を受けて、市民のまちづくりに対する意識が高まり、市民ニーズも価値観も多様化、複雑化しています。そのため将来的には、名取市でも今まで以上に市民を中心とする施策の展開が求められるようになる可能性があり、市民の意見集約や新たな施策の展開には、市民活動との連携が一層必要となると考えられます。

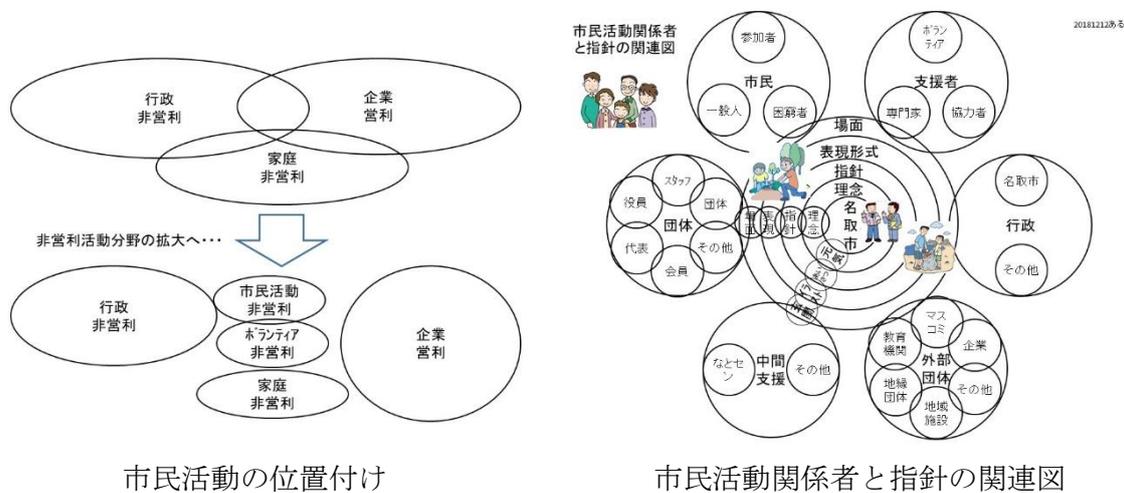
名取市では、平成16(2004)年に「名取市市民活動促進指針」を策定し、いち早く「市民活動支援センター」を開設して市民活動の育成と連携に取り組んできました。これまでに市民活動支援センターが果たした役割は大きく、名取市は市民活動が活発なまちの一つだと言われるようになってきました。

行政が積極的に市民活動を促進しようという施策を展開する一方で、市民活動に取り組む個人や団体は、それぞれの専門分野では積極的に活動しているものの、さらなる充実のための新しい行動や他団体との交流や連携、あるいは事務的な処理などには十分に手が回らず、毎年恒例の課

題となっている団体も見受けられます。特に行政との関係では、使命感や行動力だけでは、行政の無謬性や公平性、安定性に十分応えられず、「元気創造 これからも名取」の建設という目標は共有できるものの、実務的な部分でのすれ違いなどが起こることがあります。

また、新たに市民活動を始めの場合でも、誰が何をしたらいいかという「初めの一步」の方法は示されておらず、誰でもが使命感や責任感だけで高いハードルを越えて市民活動を始められる状況ではありません。使命感を持った市民が自主的、自立的、主体的に自由に市民活動に取り組むためには、一人で悩むのではなく、関係するすべての主体による協調的な行動が不可欠なのです。

もし、すべての主体がバラバラに、身勝手に行動したのでは、連携も協調も生まれることはなく、市民に喜ばれるような市民活動を行うことはできません。協調的な行動には、その行動の方向を示すものが必要なのです。その方向を示すものが「行動指針」であり、「行動指針」を広めることで市民も市民活動団体も行政も企業にとっても「市民活動」への理解が進み、様々な段階での市民活動に迷いなく取り組んでいけるようになるのです。



市民活動の位置付け

市民活動関係者と指針の関連図

### 2.3 行動指針の目的

行動指針は単なる言葉遊びであってはなりません。直接的には行動指針は、①市民活動を周知させ、市民活動に対する正確な理解を促すこと、②市民活動の初めの一步のハードルを下げること、③市民活動の充実を図ること、④市民活動に次世代を巻き込むこと、⑤自分が誰に何をしたらいいかを考え、行動するきっかけとなること、⑥普段は気がつかない小さな市民活動を発見することなどがあげられます。また、⑦市民活動を進めるうえで避けて通れない、行政との協調的な関係を構築することもこの行動指針の目的です。また、市民参加の機会を増やしたり、市民活動の担い手が自己実現の場となったり、生きがいを感じる場となることも副次的な効果といえるでしょう。

さらに、市民活動の未来には、市民のみならず、関係者全体の意識改革があります。自分のまちの課題を自分たちで支え合って造っていくという原則を再確認するという意識改革であり、市民活動が、その担い手のひとつであることを理解することでもあります。現在までの受け身となりがちな行政からの市民サービスから、市民活動が施策に生かされた、真に豊かなまちづくりへ、そして市民が主体となって支え合う社会の構築へ向かうことも間接的な目的なのです。

## 2.4 行動指針に盛り込むべき内容

行動指針はそれぞれの主体が、どの段階であっても自信をもって「市民活動」に取り組めるような内容である必要があります。そこで、この「行動指針」では、まず、「市民活動をはじめるときの行動指針」、次に「市民活動を充実させるための行動指針」、そして「次世代につなげるための行動指針」の3つの段階に応じた内容を盛り込んでいます。

①「市民活動をはじめるときの行動指針」では、社会的課題に直面したり、見聞きすることで使命感を抱き、行動力を発揮する時に誰が何を行えば、円滑に市民活動に取り組めるかを示しました。

②「市民活動を充実させるための行動指針」では、取り組んできた社会的な課題の解決策の弱点を克服したり、活動内容を発展させたり、マンネリを打破したりしたい時の行動を主体別に明示したものです。

③「次世代につなげるための行動指針」ではまず、市民活動の継承のための行動を示しました。さらに、次世代を担う子ども達を巻き込むことで市民活動を身近に感じてもらうための行動指針から、子ども達自身が市民活動の主体的な担い手となり、社会的な課題の解決に取り組めるようになるための行動指針を記述しました。子ども達を中心に据えるという考え方は、こどもファンドやミュージカル、国際交流などで子ども達を巻き込む仕組みを持っていることが名取らしさに通じると考えたからです。

④ 東日本大震災を経験した名取では、災害時の市民活動の行動指針を策定することで、他の地域で災害が発生した時に迅速に支援に向かうことができますし、万が一、再度大きな災害にあった時に被害を最小限に食い止めることができると考えられますが、十分な議論ができなかったため、今回の指針に盛り込むことができませんでした。

⑤ 行動指針のとりまとめにあたって、検討委員会では、内容も表現方法も、もっと検討すべきではないかという意見を頂きました。そこで、今回、平成 30(2018)年度に取りまとめるものを「行動指針 2019」とすることとしました。年次を入れることで、継続的に改訂し、利用者に届く表現を追求していこうという気持ちを表しました。

## 2.5 行動指針 2019 の使い方

この指針は、次の一步を踏み出す方向を示したものです。専門的な行動内容はそれぞれの団体の活動マニュアルで明示して頂きたいと考えております。すなわち、全ての主体が同じ方向を向いて、長所を伸ばし合い、欠点を補い合って「市民活動」に協調的に取り組むために使用する行動指針なのです。

この行動指針 2019 にはいくつかの使い方があります。

### (1) 市民活動を周知するための使い方

この指針をもとに、見やすくわかりやすい市民活動のパンフレットを作成・配布することで、市民活動への理解が進むと考えられます。

### (2) 市民活動の段階に応じた使い方

#### ① 市民活動を始めるときに役立てる使い方

使命感と行動力を発揮する時に、初めの一步を安心して踏み出す方向を示しました。

## ② 市民活動を充実させるための使い方

情報伝達の拡充など、次の一步を踏み出すための指針を示しました。特に、行政側からの組織横断的、協調的な対応は名取市の市民活動を大いに促進するものであります。

## ③ 次世代をつなげるときの使い方

子ども達を巻き込み、未来の市民活動の担い手として育てていくことが、長い目では市民活動を長期的に継続させていくことにつながります。

## ④ 自分が誰に何をしたらいいかを考えるときの使い方

段階ごとにそれぞれの主体の行動を示してありますので、とりあえず、自分のところをお読み頂くことで市民活動の主体になるばかりではなく、ボランティアとして参加したり、実務面での役割を担ったり、支援に回ったりするきっかけとなるものです。

## ⑤ 行政との関係を深化させる時の使い方

市民活動を行うときには、様々な場面で行政との協調が必要になります。もしかすると、市民活動団体と行政がすれ違うことがあるかもしれません。この行動指針から、行政は市民活動の使命感や活動理念に対する理解を深めるとともに、市民活動団体が行政との適切な関係を築けるようになるような使い方が考えられます。

## 2.6 行動指針 2019 の構成と位置づけ

市民活動行動指針は、名取市の将来像「元気創造 これからも名取」の実現のために、どのように市民活動に取り組んで頂きたいかをまとめたもので、行動理念と行動指針で構成されます。行動理念は、市民活動に取り組む時の姿勢を示したもので、積極的で継続的な活動によって信頼される市民活動へ成長できるように、との思いを示しました。行動指針は、市民活動をはじめの段階から、市民活動を充実させ、次世代に引き継ぐ段階まで、行動主体ごとにどのようなことをしたらよいかを具体的に提案したものです。そのためには、情報発信や団体同士のつながりを深めるための行動も大切です。

表 行動理念と行動指針の構成と位置付け

将来像	行動理念 p. 15	行動指針 2019 真に豊かなまちづくり 市民が主体となって支え合う社会		
市の課題 ↓ 将来像→ 「元気創造 これからも名取」 ↑ 団体の課題	→理念→ ・行動 ・信頼 ・協調 ・意識改革 ・情報活用 ・自立 ・継続 ・名取らしい ・段階	(1) はじめ る	①行動してみる	p. 16
			②裾野を広げる	p. 17
			③支援の輪を広げる	p. 18
		(2) 充実さ せる	①情報発信・受信	p. 18
			②団体同士のつながり	p. 20
			③ニーズの把握・共有	p. 20
		(3) 次世代 につなげる	①継続的活動へ	p. 21
			②担い手育成	p. 22

3. 市民参加による市民活動行動指針 2019 ～ 市民主体のまちづくりを目指して ～  
 好きなことを好きな人と好きな時にはじめよう  
 使命感に基づく行動へ発展していきましょう

3.1 市民活動の行動理念

行動理念	解説
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行動する市民活動であること</li> <li>・ 信頼される市民活動であること</li> <li>・ 協調する市民活動であること</li> <li>・ 心を変える市民活動であること</li> <li>・ 情報を活用し開示する市民活動であること</li>   <li>・ 自立する市民活動であること</li>   <li>・ 継続する市民活動であること</li>   <li>・ 名取らしい市民活動であること</li>   <li>・ 立ち上げから発展までそれぞれの段階に応じた市民活動であること</li> </ul> <div data-bbox="287 1232 670 1635" style="text-align: center;"> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協力から協調、協働へ</li> <li>・ 市民の、行政の意識改革につながる</li> <li>・ SNSの活用</li> <li>・ 事業運営情報の開示</li> <li>・ 情報モラルの尊重（個人情報保護等）</li> <li>・ 使命感</li> <li>・ 理想像</li> <li>・ 理念の明示</li> <li>・ 事務局体制の確立</li> <li>・ 後継者への継承</li> <li>・ 子ども、次世代</li> <li>・ 災害対応</li> <li>・ はじめる時の行動指針</li> <li>・ 充実させるための行動指針</li> <li>・ とりあえずやってみる</li> <li>・ 嘘をつかない</li> <li>・ 組織運営での秘密を持たない</li> <li>・ 約束を守る</li> </ul> <p><b>【憲法第 22 条】</b>      何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。</p> <p><b>【WAM 助成金】</b>      団体が、反社会的勢力でないこと、反社会的勢力との関係がないこと、反社会的勢力に類する行為をしないことを表明。</p> <p><a href="https://www.wam.go.jp/hp/Portals/0/docs/jyosei/pdf/h30/hansya.pdf">https://www.wam.go.jp/hp/Portals/0/docs/jyosei/pdf/h30/hansya.pdf</a></p> <p><b>【信頼される NPO の 7 条件（日本 NPO センター）】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 明確なミッション、継続的な事業展開</li> <li>2. 財政面での独立</li> <li>3. 意思決定の自立性</li> <li>4. 情報の積極的公開</li> <li>5. 市民への開放と支持と参加</li> <li>6. 事務局体制</li> <li>7. メッセージの発信</li> </ol>

### 3.2 市民活動の行動指針

#### 3.2.1 市民活動をはじめするための行動指針

##### (1) ひとまず行動してみましよう。

行動指針	解説
<p>■一般市民ができること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・問題点や課題に気づきましょう。</li><li>・相談してみましよう。</li><li>・仲間を探しましよう。</li><li>・わからないことがあったら、名取市市民活動支援センターに相談してみましよう。</li></ul> <p>■名取市市民活動支援センターができること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市民活動の「はじめの一步」を応援しましよう。</li></ul>	<p>・老若男女さまざまな市民がいるなかで、人それぞれ困っていることや問題点はあります。日常の暮らしのなかで、自分なりの困ったことや問題点などをみつけてみましよう。</p> <p>・困ったことや問題点があったら、行政機関などに解決できる手段はないか相談してみましよう。</p> <p>・一人で動くよりも人数が多いほうが知恵や発想が生まれ、困ったことや問題点を指摘する声も大きくなります。同じことに困っている人や問題点を抱えている人を巻き込んで、仲間を増やしていきましよう。</p> <p>・市民活動を続けていると、団体内では解決できないことが起こりえます。例えばイベントを行うために人手が足りない、費用が足りないなどさまざまな問題が発生することが考えられます。そのようなときに、名取市市民活動支援センターに相談することによって、ボランティアを募集する方法や活用できそうな助成金の情報など、必要な情報を得ることができます。</p> <p>・市民活動をはじめるときに、どのようなことから手を付けたらよいかわからない団体も多いことと思います。市民活動をするためにはどのようなことが必要で、どうすれば自分たちの思いを広く市民や企業などに伝えられるかなどの相談にのりましよう。また、理念や目的を文章化するときの助言などの「はじめの一步」を踏み出せるよう支援が期待できます。</p> <p>名取市市民活動支援センターの連絡先： 981-1232 名取市大手町五丁目 6-1 電話：022-382-0829、Fax：022-382-0841 Mail：npo@natori-npocenter.or.jp</p>

(2) 市民活動の裾野を広げましょう。

行動指針	解説
<p><b>■団体ができること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の設立理念や目的をはっきりさせ、市や地域住民などに理解してもらえるようにしましょう。</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の設立理念を広く市民や企業などに知ってもらいましょう。</li> </ul> <p><b>■マスコミができること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的課題について取り上げ、広く市民に伝えましょう。</li> </ul> <p><b>■名取市ができること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名取市市民活動支援センターの存在や役割を広く市民に伝えましょう。</li> <li>・広報なとりに市民活動についての特集を掲載してみましょう。</li> </ul> <p><b>■名取市市民活動支援センターができること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動に関心がある人と市民活動団体をつなげましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の設立理念や目的をはっきりさせて団体内で共有することによって、自らの団体が、「どのような社会を実現するために」→「どのようなことをするのか」という理念と行動の関係性をはっきりさせることができます。</li> <li>・時間が経って団体の代表や役員が交代しても、団体を設立した理念や目的は生き続けるので、ぶれのない継続的な活動ができます。</li> <li>・団体の理念をはっきりさせることで、その理念に共感した人々や企業などの「ともに活動する仲間」、「協賛してくれる仲間」を増やすことが期待できます。</li> <li>・現在どのような社会的問題が発生し、また、どのようなことについて困っている人がいるのかを取り上げ、多くの市民に知ってもらいましょう。そうすることによって、市民や市民活動団体がどのような社会的課題があるのかを知ることができ、市民が活動を始めたり、市民活動団体の活動が広がるのが期待されます。</li> <li>・名取市市民活動支援センターを市民や企業などに広く知ってもらうことで、市民活動とはどういうことかを知ってもらい、市民活動をはじめのきっかけの一つになることが期待できます。</li> <li>・名取市の広報誌である「広報なとり」に市民活動を紹介する特集を掲載することで、市民や企業が市民活動を知り関心をもつきっかけになります。</li> <li>・名取市市民活動支援センターに市民活動団体の活動が紹介されていることを市民や企業などによく知ってもらうことで、市民や企業にどのような団体がどのような活動をしているのかを知ってもらい、市民活動に参加するきっかけにできます。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動の良い点を広く知ってもらいましょう。</li> </ul> <p><b>■一般市民や企業等ができること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気になる活動イベントに参加してみましよう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に市民活動に関する講座を開くなどして、市民や企業に市民活動について知ってもらい、参加するきっかけにすることが期待できます。</li> <li>・市民活動と言っても歴史やまちづくり、自然保護などさまざまな分野で、多くの団体が活動しています。市民活動とはどういうことかを知るために、自分が興味ある活動に参加し、市民活動を体験してみましよう。</li> </ul>
--	--

(3) 支援の輪を広げましよう。

行動指針	解 説
<p><b>■団体ができること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の設立理念を広く市民や企業などに知ってもらいましよう。</li> </ul> <p><b>■一般市民や企業などができること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアは社会的課題を知り、できることを考えてましよう。</li> </ul>  <p><b>■協力者等ができること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロや専門家は、自らの専門的視点で市民活動団体の活動を支援ましよう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の理念をはっきりさせることで、その理念に共感した人々や企業などの「ともに活動する仲間」、「協賛してくれる仲間」を増やすことが期待できます。</li> <li>・市民活動に参加する第一歩として、ボランティアとして興味ある団体の活動の手伝いをしたり、関心のある分野の活動に参加してみるということが考えられます。また、企業は自分たちが市民活動に協力できることは何かを考えて、小さなことからでも始めてましよう。</li> <li>・団体だけでは専門的な知識やノウハウが不足することがよくあります。そこで、プロや専門家が自分たちの専門領域の事柄を協力することで、より質の高い活動へつながることが期待できます。</li> </ul>

3.2.2 市民活動を充実させるための行動指針

(1) 団体の情報を発信、受信ましよう。

行動指針	解 説
<p><b>■団体ができること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般市民や企業などに設立理念や目的をはっきりと説明し、理解してもらえようにましよう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分たちの団体の設立理念や目的を確立した後は、その理念や目的を会員全員で共有し、市民や企業などに広く知ってもらうことが重要で</li> </ul>

・積極的に情報を開示して、自分たちの団体のことを知ってもらいましょう。

#### ■マスコミができること

・市民活動を積極的に取材し、広く市民に伝えましょう。

・市民活動団体の活動の理念や目的を把握して、多くの人に市民活動団体やイベントなどの情報を届けましょう。

#### ■名取市ができること

・市民活動団体の理念や目的、実績を把握し、市民活動をさらに理解しましょう。

・市民活動団体と連携・協働できることがあったら、積極的に連携しましょう。

・市民活動団体が活動しやすくなる環境を整え、必要な支援をしましょう。

・前例がなくても取り組んでみましょう。

#### ■名取市市民活動支援センターができること

・どのような市民活動団体があるかをきちんと把握しましょう。

・積極的に市民活動団体の情報を発信しましょう。

・SNSなどを活用してさまざまな手段で団体やイベントの情報を発信しましょう。

す。多くの市民や企業に設立の理念や目的を知ってもらい、共鳴して関心を持ってもらえるようにしましょう。

・理念や目的の他に、これまでの活動実績や連絡先、会員数、主な活動場所などの団体に関する情報を公開し、自分たちの団体がどこで、どのような規模で、何をしているのかを広く知ってもらいましょう。

・名取市ははじめ各地でさまざまな目的でさまざまな市民活動が行われるようになってきています。マスコミは情報収集能力を活かし、市民活動について取材し、多くの市民や企業などに市民活動に興味を持ってもらえるようにしましょう。

・同様に市民活動団体の多種多彩な活動やイベントを紹介することにより、団体の活動を知ってもらい、参加するきっかけをつくりましょう。

・名取市が、市内でどのような団体がどのような理念で活動しているかを知ることは重要です。

・名取市だけでは手がまわらないこともあると思われるので、市民活動団体と協働しながら、よりよいまちづくりを推進しましょう。

・市民活動団体がどのような困りごとを抱え、市に対してどのような支援を必要としているかを把握し、適切な支援を行いましょう。

・つい前例にとらわれがちですが、前例のない新しい取り組みも積極的に行いましょう。

・団体から寄せられた情報を、市民や企業などが必要なときに活用できるように整理しておきましょう。

・市民活動団体の基本的な情報に加え、イベント情報なども発信し、市民や企業などが気軽に参加できるようにしましょう。

・市民活動支援センター内に掲示しておくだけでなく、インターネットやSNSを通じて、市民や企業などがさまざまな手段で団体の情報入手できるようにしましょう。その他にコミュニティFM「なとらじ801」などさまざまな媒体を

**■町内会等の地縁団体ができること**

- ・回覧板に市民活動団体のチラシを入れるなどして、市民活動団体の支援をしましょう。
- ・前例がなくても取り組んでみましょう。

活用しましょう。

- ・市民活動団体がイベントなどを行う際に、地元町内会はチラシを回覧したり、町内会掲示板に貼るなど、積極的に協力しましょう。
- ・つい前例にとらわれがちですが、前例のない新しい取り組みも積極的に行いましょう。

**(2) 団体同士のつながりを広げましょう。**

行動指針	解説
<p><b>■団体ができること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他にどのような団体が、どのような理念、目的で、どのような活動をしているか、積極的に情報を得ましょう。</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・どのような団体と協働すれば、活動の相乗効果が上がるか検討しましょう。</li> </ul> <p><b>■名取市市民活動支援センターができること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動団体同士の交流が進むように支援しましょう。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名取市と市民活動団体の架け橋になりましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名取市市民活動支援センターに登録している団体が100を超えるなど、名取市は市民活動がとても活発です。自分たちの団体のほかにどのような団体がどのような目的を持って活動しているかを把握しましょう。そうすることによって、互いに協力関係づくりや補い合いができるようになります。</li> <li>・自分たちの活動で不足している部分を埋めてくれる団体や、イベントなどで協働することで相乗効果があがる団体があるかどうか、積極的に情報を得るようにしましょう。</li> <li>・登録団体同士の横のつながりが薄いことから、団体交流会など横のつながりを厚くし、お互いに団体同士がどのような理念でどのような活動をしているのか知り合える機会をつくりましょう。</li> <li>・団体が相談に来たときに、相談内容によって名取市のどの部署にいけばよいのかを助言できるようにしましょう。また、団体から出た意見を市に伝えるなど、団体と市のつなぎ役になりましょう。</li> </ul>

**(3) 団体と市民が求めることとできることを知り合いましょう。**

行動指針	解説
<p><b>■団体ができること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が自分たちの団体にどのようなことを求めているかを把握しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名取市市民活動支援センターのイベントや団体のイベントにおけるアンケートや対話などを通じて、団体は市民がどのようなことを問題と感じているのかを知るようにしましょう。また、同時に市民が団体にどのようなこと</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が求めることを提案してみましよう。</li> <li>・地域でどのような問題があり、どうすれば解決できるかをともに考えましよう。</li> <li>・前例をつくってみましよう。</li> </ul> <p><b>■協力者等ができること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアは活動を楽しみ、参加者と気軽にふれあうようにしましよう。</li> <li>・プロや専門家は、自らの専門的視点で市民活動団体の活動を支援しましよう。</li> </ul> <p><b>■名取市ができること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報なとりなどを用いて、市民活動団体を市民に知ってもらいましよう。</li> </ul> <p><b>■一般市民や企業などができること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気軽に気になる団体とつながりをもってましよう。</li> </ul>	<p>をしてほしいと思っているかも把握しましよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントなどを通じ、市民とつながりを持ち、自分たちならばこのようなことができるということを市民に提案してみましよう。</li> <li>・市民がどのようなことを問題と感じているかを知り、ワークショップのような形でともに解決策を考えることも大切です。</li> <li>・活動を模索していると、前例のないことが出てくる場合があります。そのようなことでも積極的に取り組んで、前例をつくってみましよう。</li> <li>・ボランティアも活動団体の関係者の一人であるということを認識し、イベント参加者とさまざまな意見交換をしてみましよう。</li> <li>・プロや専門家は、自らが求められている専門性から、団体と市民、企業などが気軽に交流できるような手法を提案してみましよう。</li> <li>・広報なとりなどの媒体を活用して、どのような市民団体が活動しているのか、どうすれば団体とつながりをもてるのかを紹介しましよう。</li> <li>・名取市市民活動支援センターで情報を得たり、団体のイベントに参加することにより、気になる団体と気軽に話をしてみましよう。</li> </ul>
---	--

### 3.2.3 次世代につなげるための行動指針

(1) 次世代につながる継続的な活動ができるようにしましよう。

行動指針	解説
<p><b>■団体ができること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代を担う子どもたちが関心をもつような活動を展開してみましよう。</li> <li>・子どもたちと一緒に活動し、一緒に楽しみましよう。</li> </ul> <p><b>■名取市市民活動支援センターができること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動団体の後継者や人材育成の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さまざまな分野で活動している団体が多い中、どの団体でも子どもたちが関心をもち、参加してみたいと思えるような企画を実施してみましよう。</li> <li>・子どもたちに活動の手伝いをしてもらうことによって、市民活動の楽しさを実感してもらえようしましよう。</li> <li>・人材育成や後継者育成の講座を開くなど、団</li> </ul>

<p>をしましょう。</p> <p>■教育機関ができること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域でどのような市民活動が行われているのか把握しましょう。</li> <li>・市民活動と協働し、次世代育成に取り組みましょう。</li> </ul>	<p>体が長期間にわたり活動ができるようになるための支援をしましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や公民館などの教育関係機関は、地域でどのような団体がどのような理念で活動しているかを把握しましょう。</li> <li>・市民活動と協働し、次世代を担う子どもたちに市民活動の楽しさや達成感を体験してもらえようにしましょう。</li> </ul>
---	--

(2) 次世代の市民活動の担い手を育成しましょう。

行動指針	解説
<p>■団体ができること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育機関や教育委員会と連携し、子どもの頃から市民活動を体験できるようにしてみよう。</li> </ul> <p>■名取市にできること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民協働部門と教育委員会などが協働して、市民活動ができるようにしよう。</li> </ul> <div style="text-align: center;">  </div> <p>■地域施設にできること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・掲示板で地域の活動やイベントの紹介をして、市民活動団体の支援をしましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育関係機関と連携し、子どもの頃から人の役に立つ経験を増やすようにしよう。</li> <li>・市民協働部門と教育委員会（学校、公民館）と市民活動団体が協働して、子どもの頃から市民活動に親しめるようにしよう。</li> <li>・団体のイベントを地域施設で紹介し、子どもたちに関心をもってもらえるようにしよう。</li> </ul>

3.3 今後の展開方法と課題

市民活動拡大のロードマップ・案	
(1) 実施中の促進策	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民活動支援センターの設置、管理、運営</li> <li>② 市民活動の啓発と支援方策（講座、フォーラム、交流、相談等）</li> <li>③ 協働提案事業、補助金、助成金の拡充</li> </ul>
(2) 市民活動のマニュアル化と一般化	<p>理念：誰でもが市民活動を知っている状態にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民活動団体紹介冊子の更新</li> <li>②            "                  情報のネット公開の更新</li> <li>③ 市民活動の行動理念と行動指針の策定</li> <li>④ 市民活動事例集の作成</li> <li>⑤ 市民活動企画マニュアルの作成と配布</li> </ul>

<p>(3) 市民活動の常識化、教養化</p>	<p>理念：市民活動を知ることが市民活動の理解に直結する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民活動用語集の作成</li> <li>② 市民活動テキストの作成</li> <li>③ 〃 講座の実施</li> <li>④ 市民活動検定への発展（市民活動コーディネーター検定がある）</li> </ul>
<p>(4) 市民活動支援人材の育成</p>	<p>理念：市民活動支援のノウハウを共有し、市民活動の活性化に繋げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民活動支援の事例集の制作</li> <li>② 市民活動支援のマニュアル化</li> <li>③ 市民活動支援資格への発展</li> </ul>



## 4. 名取市における市民活動のイメージと参加度

尚綱学院大学 総合人間科学部 環境構想学科 4年 笹原 圭悟

### 1. 目的

名取市は100を超える団体が市民活動支援センターの登録団体として活発に活動するなど、市民活動の活発なまちの1つです。特に東日本大震災以降、被災地支援などを契機として、活発な活動が行われてきましたが、市民活動の知名度はそれほど高くはなく、市民活動がどのくらい市民に浸透しているかはよくわかっていません。そこで、名取市民を対象に、市民活動の知名度やイメージ、参加度を把握し、名取市での市民活動のあり方を探ることにしました。

### 2. アンケート調査

市民活動の認知度やイメージ、参加意欲、SNSの利用状況など19項目で構成した調査票600部を2018年12月に名取市の丘陵部、平野部、沿岸部の世帯数の比率に応じてポスティングにより配布し、郵送回収しました。(表1)

表1. アンケート調査の概要

配布先	調査期間	配布回収方法	配布数	回収数	回収率
名取市民	2018年12月	直接配布 郵送回収	600票	52票	6.8%

### 3. 結果と考察

#### (1) 「市民活動」の認知度

「市民活動を知っていますか?」という問いに対して、「知っている」48%、「知らない」が52%で、市民活動という言葉自体がまだ知られていないことがわかりました(図1)。

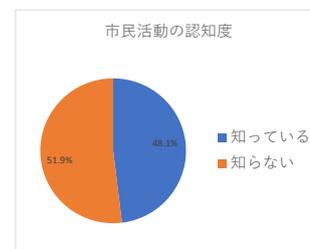


図1. 市民活動の認知度

#### (2) 市民活動のイメージ

市民活動のイメージを聞いたところ、「難しい」や「やりたくない」「時間がかかる」といったマイナスのイメージを持たれていることがわかりました。しかし、「市民活動を知っているグループ」では「市民活動を知らないグループ」よりプラスのイメージが増加しており、市民活動を知ることでイメージが改善されていくことがわかります(図2)。

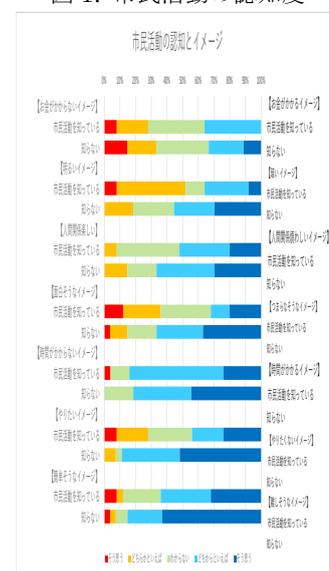


図2. 認知とイメージの関係

#### (3) 市民活動用語への理解と認知

市民活動に関係の深い14個の用語についての認知度を聞いたところ、「市民活動を知っているグループ」の方が「市民活動を知らないグループ」より「聞いたことがある」「説明できる」とする用語の数が格段に増えており、用語への理解と市民活動の認知には関係があることがわかりました(図3)。

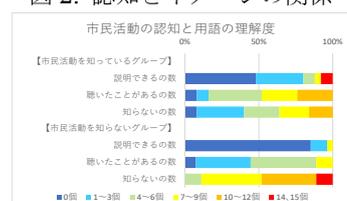


図3. 市民活動団体の用語の理解度

#### (4) 利用しているSNS

全体の75%がSNSを利用していました。市民活動を広めていくためのPR媒体として重視することが望まれるのは、「市民活動を知らないグループ」の利用が多かったTwitter、Instagram、YouTubeだと考えられます(図4)。

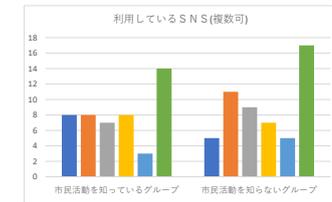


図4. 利用しているSNS (複数可)

#### (5) 名取市市民活動支援センターの知名度

名取市市民活動支援センターの知名度は27%で、「知らない」という回答が3/4を占めていました(図5)。

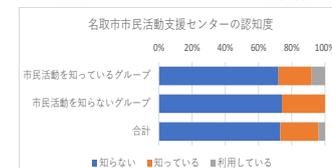


図5. 名取市市民活動支援センターの知名度

### 4. まとめ

回収率が低かったため、正確に分析できないのが残念ですが、名取市では市民活動が市民の間に浸透しているとは言いきれない状況だと感じました。市民活動を身近に感じる機会を増やすことで市民活動についての知識が増え、イメージも改善できると考えられることから、今後、SNSなどを活用して、市民活動や名取市市民活動支援センターのPRを積極的に行うことが求められていると思います。

### 5. 謝辞

この調査を行うにあたって、アンケートにご記入頂いた皆様、並びにご協力頂いた皆様に厚く御礼申し上げます。

(本報告は尚綱学院大学の卒業論文を再構成したものです。)

## 市民活動行動指針策定委員会規約

(名称)

第1条 本会は、「市民活動行動指針策定委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、名取市における市民活動の周知や市民活動への参加促進、市民活動の増加を図るために市民参加による市民活動の行動指針を策定することを目的とする。

(委員)

第3条 委員会は20名以内で組織し次に掲げる者のうちからパートナーシップなとりが委嘱する。

- (1) 名取市市民活動支援センター登録団体の役員、会員、関係者等
- (2) 市民活動団体やその支援に従事する者
- (3) 有識者
- (4) パートナーシップなとりが必要と認める者

2 前項の委員は、別表のとおりとする。

(検討事項)

第4条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次の事項を検討し策定する。

- (1) 市民活動の行動指針
- (2) その他委員会の目的達成に必要な事業

(委員)

第5条 委員会に、次の役職を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 委員
- (4) 作業部会員 若干名

2 委員の互選により委員長1名を選出する。

3. 委員長は副委員長、作業部会員を指名する。

4. 委員の任期は平成31年3月31日までとする。

(委員の職務)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

3 作業部会員は、資料作成等により、委員会の運営を支える。

(委員会)

第7条 委員会は、委員をもって構成する。

- 2 委員会は、委員長が必要と認める時に開催する。
- 3 委員会は、委員長が必要と認める事項について審議する。

(作業部会)

第8条 作業部会は、委員長の指示に従い委員会での検討事項及び委員会の運営に必要な事項を検討する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、名取市総務部男女共同・市民参画推進室及びパートナーシップなとりにおいて処理する。

(経費)

第10条 委員会の経費は、名取市歳費及びパートナーシップなとり事業費、その他経費をもって充てる。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

別表

## 平成 30 年度市民活動行動指針策定委員会委員名簿

	氏名	所属	所属団体名	団体の役職等
1	赤沼 貴子	市民活動団体	名取こどもミュージカル実行委員会	実行委員長
2	太田 達也	一般社団法人	一般社団法人みやぎ連携復興センター	コーディネーター
3	大野 千晴	市民活動団体	グローバル・フレンドシップ・名取	事務局長
4	尾形 理恵	市民活動団体	虹色マカロン	庶務
5	小川 ゆみ	市民活動団体	子育て支援 ARI ママネット	代表
6	小島 秀太郎	市民活動団体	国際交流協会ともだち in 名取	会長
7	格井 直光	一般社団法人	一般社団法人ふらむ名取	代表理事
8	昆布谷 稔	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人イー・エルダー東北支部	支部長
9	齋藤 忠雄	市民活動団体	十三塚みどりの会	会長
10	齋藤 勇介	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人子育て応援団ゆうわ	理事長
11	佐々木 香織	市民活動団体	みやぎ化学物質過敏症の会〜ぴゅあい〜	代表
12	須永 力	一般社団法人	一般社団法人プレーワーカーズ	代表理事
13	本同 成行	市民活動団体	キラキラパルク増田西	庶務
14	水戸 正美	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人生涯学習実践塾	理事長
15	森 健治	市民活動団体	篠笛サークル 風	代表
16	森山 英子	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人仙台傾聴の会	代表理事
17	横山 洋	市民活動団体	かんたんウクレレサークル	主宰
18	横山 実千代	市民活動団体	かんたんウクレレサークル	
19	吉田 祐也	有識者	日本ファンドレイジング協会東北チャプター (学校法人尚綱学院 総務課)	運営委員
20	藤本 吉則	有識者	尚綱学院大学 総合人間科学部 現代社会学科	准教授

## コンサルタント

	氏名	所属団体名	団体の役職等
1	加藤 渉	合同会社まちづくりプランニング	代表社員

## 事務局（名取市）

	氏名	所属団体名	団体の役職等
1	佐藤 洋	名取市総務部男女共同・市民参画推進室	係長
2	後藤 洋一	名取市総務部男女共同・市民参画推進室	主事

## 事務局（パートナーシップなとり）

	氏名	所属団体名	団体の役職等
1	阿留多伎 真人	特定非営利活動法人パートナーシップなとり	代表理事
2	洞口 のり子	特定非営利活動法人パートナーシップなとり	副代表理事
3	木村 ひろ子	特定非営利活動法人パートナーシップなとり	理事
4	門馬 由紀子	特定非営利活動法人パートナーシップなとり	
5	齋藤 正光	特定非営利活動法人パートナーシップなとり	
6	浅野 かおる	特定非営利活動法人パートナーシップなとり	

## 市民活動行動指針策定委員会での実施内容

	検討項目・内容
第 1 回 6/17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者あいさつ</li> <li>・委任状交付</li> <li>・自己紹介</li> <li>・委員長選任</li> </ul>
第 2 回 7/21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副委員長、作業部会員指名</li> <li>・各団体、個人の活動の経緯 (いつ、どのような活動をしたかについて整理。)</li> </ul>
第 3 回 8/25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動のきっかけ (どのような契機で活動を始めたかについて整理。)</li> <li>・他の主体との関係 (誰とどのようなつながりがあったかについて整理。)</li> </ul>
第 4 回 9/15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの活動の評価と要因 (事業ごとに「良かった理由」、「良くなかった理由」、「より良くするための工夫」について、「誰が(何が)」、「どうした(どうだった)」を整理。)</li> </ul>
第 5 回 10/28	<p>市民活動フォーラム「好きな名取と生きてゆく」参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基調講演：手塚明美さん (組織基盤強化のための 15 の力(観る力、興す力、組む力)。市民公益活動の変遷。公益とは。価値生み出す NPO の姿。公共サービスの変化。市民社会・NPO・他セクター三方よしの共同事業)</li> <li>・パネルディスカッション：大久保朝江さん(コーディネーター)、手塚明美さん(アドバイザー)、青木ユカリさん・藤本吉則さん・渋谷武志さん(パネリスト) (自己紹介、これまでの市民活動との関わり。現在取り組んでいること。今後の市民活動についてコメント。)</li> </ul>
第 6 回 11/17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動に盛り込みたい内容 (市民活動をとり充実させるためには、市民活動を始めるためには、社会的課題に直面している人が行動するためには、「各主体が」、「何を・どのようにするのか」について整理。)</li> </ul>
第 7 回 12/15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現方法、理念、指針の活用方法、指針の活用場面に関するフリーディスカッション (これまで 2 グループで議論していたものを 1 つに合わせて話し合い。表記の 4 テーマを中心に、指針をつくる上で大切なことなど指針づくりに重要な点を検討。)</li> </ul> <p>※(一社)NOOK・瀬尾夏美様のグラフィックファシリテーションにより、皆様の意見をその場で整理します。</p>
第 8 回 1/26	<p>原案の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「行動指針原案」づくり。 (第 6 回、第 7 回での検討をもとに、指針に盛り込む内容と指針の表現方法の検討。)</li> </ul>
第 9 回 2/23	<p>最終案の確認と意見提出</p> <p>「行動指針最終案」と「報告書案(検討会の記録)」の検討</p>
第 10 回 3/30	<p>内容の最終確認</p> <p>(印刷物の配布等)</p>

第 5 回策定委員会 (第 4 回市民活動フォーラム) のチラシ

**第 4 回名取市市民活動フォーラム**  
好きな名取と生きていく  
~市民活動のあり方について考える~

13:15 基調講演 「これからの市民活動に求められている事」  
講師 手塚 明美さん

14:10 パネルディスカッション 「市民が行政と協働していくために」  
コーディネーター 大久保 朝江さん  
パネリスト 青木ユカリさん、藤本吉則さん、渋谷武志さん  
アドバイザー 手塚 明美さん

2018年10月28日(日) 13:00 ~ 16:00  
場所 名取市市民活動支援センター 定員 70名  
【参加対象】・名取市内で活動するNPOや市民活動団体などの担当者  
・名取市在住で市民活動に興味のある方

【主催】名取市 / 特定非営利活動法人パートナーシップなとり / 名取市市民活動行動指針策定委員会  
【後援】尚絅学院大学  
【お問い合わせ先】名取市市民活動支援センター TEL: 022-382-0829 FAX: 022-382-0841  
<http://www.natori-npocenter.or.jp/>

**第 4 回名取市市民活動フォーラム**  
好きな名取と生きていく  
~市民活動のあり方について考える~

市制 60 周年の名取市では、市民活動団体自らがその果たすべき役割や具体的な行動について考える機運が高まっています。日々起こっている公共サービスでは担いきれない様々な課題を捉え、地域の暮らしやすさを実現するには、市民だからこそできることがあります。  
名取市では、健康・福祉・震災関連の団体や環境問題解決の団体等多様なミッションのもと、多くの任意団体が名取市の市民活動を支えています。  
そこで、平成 30 年度のフォーラムでは、市民活動団体だけでなく、市民や行政・企業といった社会課題解決のパートナーとともに、今後も市民が暮らし続けたいと思える名取らしい市民活動のあり方について考え、参画するきっかけになる事を目的として開催します。

13:00 開会式 主催者挨拶 名取市長 山田司郎

13:15 基調講演 「これからの市民活動に求められている事」 講師:手塚明美さん

14:10 パネルディスカッション 「市民が行政と協働していくために」  
コーディネーター:大久保朝江さん / 特定非営利活動法人人財の伝承者ゆるる代表理事  
パネリスト:青木ユカリさん / 特定非営利活動法人人財の伝承者ゆるる代表理事、事務局  
藤本吉則さん / 名取市市民活動行動指針策定委員会委員、尚絅学院大学教員  
渋谷武志さん / 名取市議員  
アドバイザー:手塚明美さん / 特定非営利活動法人人財の伝承者ゆるる代表理事、事務局  
尚絅学院大学人財の伝承者ゆるる代表理事

15:30 参加者との意見交換

16:00 閉会式 閉会挨拶 特定非営利活動法人パートナーシップなとり代表理事 阿曾多枝貴人

名取市市民活動支援センター  
名取市大手町五丁目 6-1 TEL: 022-382-0829 FAX: 022-382-0841  
開館時間: 月曜日~土曜日(火曜日を除く) 午前 9:30~午後 5時30分  
日曜日及び国民の休日 午前 9:30~午後 5時30分  
休 館 日: 毎週火曜日、12月29日~1月3日

第 7 回策定委員会 グラフィックファシリテーションの成果

2018.12.15 第7回市民活動行動指針策定委員会

**理念**

- 名取市の未来をどう使う?
- 各団体の活性化に  
市民が主体 市民が中心になる
- 市民がやりたいことをやる
- 市民のこころを課題に  
市民が中心になる
- 行政の足りない部分を即時的に  
行動する
- 市民活動力の  
ハードルを下げる  
気軽に参加できるように!
- 自分たちの暮らしている  
場所をどうしたいか考える

**行動の指針**

- 市民活動と行政に  
有識者による表現方法
- 行政と市民団体との  
知恵を共有する
- 市民活動団体は自分たちの活動力の  
同定をやる  
行政の仕組みを  
横断する活動する
- 市民活動団体  
行政
- 行政は  
子どもを育てるために  
市民活動を活性化するために  
市民活動を理解し協力連携する

A1	積極的な 情報開示	同知 骨子 市民活動の 活性化	骨子 市民活動の 活性化
A2	理念を 確立する	前例 なく 取り上げる	前例 なく 取り上げる
B1	理念を伝える アンケート調査	市民活動の よく理解して!	市民活動の よく理解して!
B3	情報発信 拡散	市民活動 情報発信	市民活動 情報発信

**場面**

- 公民館園児
- 子ども (市民活動の  
入り口)
- これから始める人に  
対して
- 園心のよい人
- 学校教育の場面で
- 家庭
- 地域
- 高齢者
- 海外のPTA
- 大学生 (市民活動  
の入り口)
- 系会本 (市民活動  
の入り口)
- カレント FM 市民活動  
モデル事業
- SNS - YouTube カルタ  
市民活動
- 見本市 (市民活動  
の入り口)
- 市民活動  
の入り口

市民参加による市民活動行動指針策定事業報告書

発行年 平成 31(2019)年 3 月 30 日  
策定者 名取市市民活動行動指針策定委員会  
発行者 名取市（総務部男女共同・市民参画推進室）  
〒981-1292 名取市増田字柳田 80  
電話：022-384-2111  
特定非営利活動法人パートナーシップなとり  
〒981-1232 名取市大手町 5 丁目 6-1  
電話：022-796-8091